



## 重要文化財

## 大角家住宅

大角家住宅は栗東町六地蔵にあり、旧東海道に面して本家と隠居所が道路をはさんで建っている。ここは草津宿と石部宿の中間に位置して、間の宿として栄えたところである。間の宿とは江戸時代に本宿と本宿とのあいだにあって、旅人を休憩させた村である。

大角家は屋号を「ぜさいや」といって、製薬販売を業とし、本陣を兼ねた大きな家敷構えを今日に伝え、主屋と正門及び隠居所は建物が重要文化財に、そして屋敷全体が「旧和中散本舗」という名称で史跡に指定されている。

街道に面して大きな間口の店を構え、軒には漆塗りの看板を吊り、店先には客をもてな

すための湯沸釜を備え、表から台所に通じる土間をはさんで西店とその奥に薬を作る仕事場がある。製薬機械は木製の動輪と木製の歯車により石臼が回るようになっており、大きな動輪の中に入れて足踏みで回転させるものである。店奥には広い土間の炊事場と4畳半ないし8畳の部屋が11室並び、その東に続いて大きな式台玄関を構えた書院建築があり、これは雁行する4室と縁から成り、主屋とは少し振れた角度で接続する。この南側に庭園を構え、庭の西側には白壁塗りの土蔵が2棟並び、庭の東側には離れの小座敷がある。街道から書院へ入るには、店舗の東に並ぶ正門から入るもので、この門は櫻造りの薬医門、



大角家本屋の正面(門が手前にある)

1981. 1. 31

両妻及び中央の臺股で棟木を支える立派な門である。門の両脇は白壁の塀で、その腰は花崗岩の板石が用いられている。街道をはさんで向かい側には馬繫ぎの長屋があり、その中央部に井戸、少し空地をとて北東隅に薬師如来をまつる小堂が建ち、西寄りに隠居所と称している、これも立派な建物がある。

六地蔵は昔は梅之木村といい、いつ頃からか和中散とよぶ薬の製造販売が盛んになり、東海道の名所の一つになった。往時は薬店が軒を連ねていたというが、現在は旧宿場の面影は既になく、この大角家住宅の構えから、僅かに往時を偲ぶことができる。

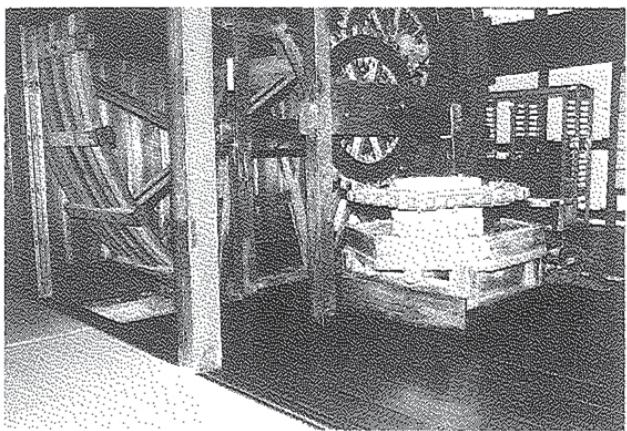
大角家の祖先は、家伝の系図によると、慶長元年(1596)に与三郎清孝が現在地に移り住み、代々弥右衛門を名乗って薬屋を営んだという。和中散の起源は、当家の系図に、慶長16年(1611)徳川家康が野洲郡祇王村永原で腹痛を起こしたとき、本間泰庵という者が秘薬を献じたところ、即座になおったので和中散の名を賜り、後にその薬は評判が良く、有名になったのが当家伝來の和中散であると伝えている。また近江名所図絵によると、寛永頃に、津田宗左衛門藤原是齊という人が和中散という薬を製剤して売出し、効能が良かったので旅人に知られ有名になったものであるという。いずれにしても江戸時代初期から薬法が伝わったもので、別名を是齊薬ともいった。大角家には薬屋仲間での商売妨害について、宝永元年申九月訴訟人江州梅木村和中散屋弥右衛門の名で出した奉行あての訴状下書が残っている。売薬はこのほかに、五冷散、御蓬心、黃膏、神教丸、天真膏、万天膏、万金丹などがあり、その効能書きの木版や薬袋の木版も残っている。大角家の系図は平安末から江戸末までの家系を伝えているが、江戸初期以降はそれぞれ没年や法名の記入もあるので、清孝以後は信頼できる資料といえよう。これによれば、清孝より3代目の正俊の頃に「中興当家一大普請不残立替」とある。正俊は養子

で、享保17年(1732)67才で没したが、先代の没した延宝4年(1676)には11才であったことから、家督を継いだのはそれより数年後とみて、一大普請を行うに至ったのは貞享から元禄初め頃(元禄元年は西暦1688年)と考えられる。近江栗太郡志によれば、周防岩国藩老香川正矩の二男景繼が、元禄8年(1695)5月14日に梅之木の是齊で薬を買い、店の様子を紀行文に記していて、文中には店前の薬師堂のこととも書いている。この薬師堂は大角家に伝わる薬師如来をまつる寄棟造り瓦葺きの小堂で、当時既に存在したことがわかる。蜀山人大田直次郎が享和元年(1801)3月、江戸から上洛の際の紀行文には「左の方に初めて梅の木和中散といへる店あり。聞きしに似ず小さな店と思うに又同じ店あり。二軒目三軒目の店良し、四軒目これに次ぐ、島林定歲と記せり、五軒目を本家せさいという。門口に提灯を出せり。家居広く住成して懶寿軒という額見ゆ。大道を隔てて店の前を設く庭に薬師堂あり。また座敷あり。山泉という額を懸けたり云々」とあって、薬屋の店が何軒もあった様子がわかる。また同郡志にはオランダの学者シーポルトは文政9年(1826)2月17日この地を通って大角弥右衛門の座敷に上がって休憩し、家翁夫婦の懇篤な待遇に喜び、和中散をはじめ神教丸、天真膏などを買求め、4月にも同家に立寄って休憩したことが日記にみえる、と記している。

主屋の構造は一重屋根で、両妻の壁を立上げて屋根より高くし、この上にも瓦を葺いていわゆる卯建を備えた造りである。こうした造りを高塀造りと称するが、建物の規模が大きいため妻の白壁面積が大きく、独特の風格をもっている。道路側の屋根は上方を本瓦葺き(平瓦と丸瓦を用いて葺く形式)とし、下方を棟瓦葺き(現在普通の家に用いる瓦葺形式)とし、卯建及び裏側の屋根はすべて本瓦葺きである。正面は縁形をつけた持送りと長い肘木によって深い庇を支え、この庇屋根は



玄関の彫刻欄間



製薬機械



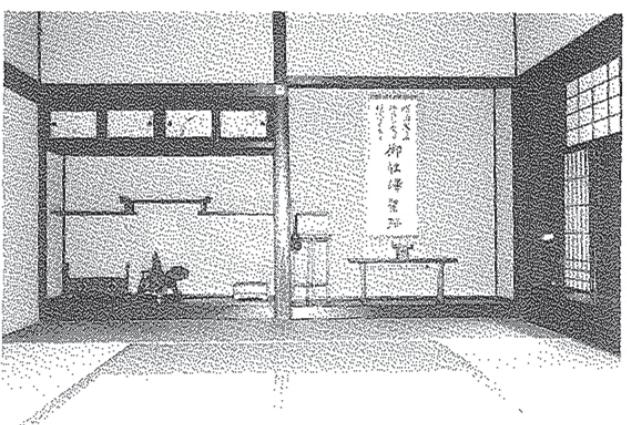
庭からみた主屋と書院



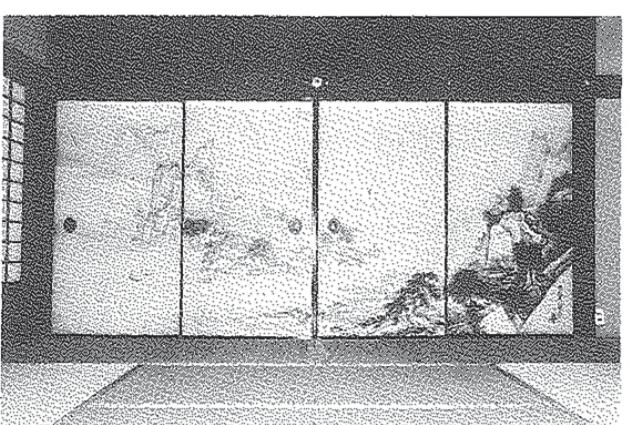
書院に続く小座敷



庭



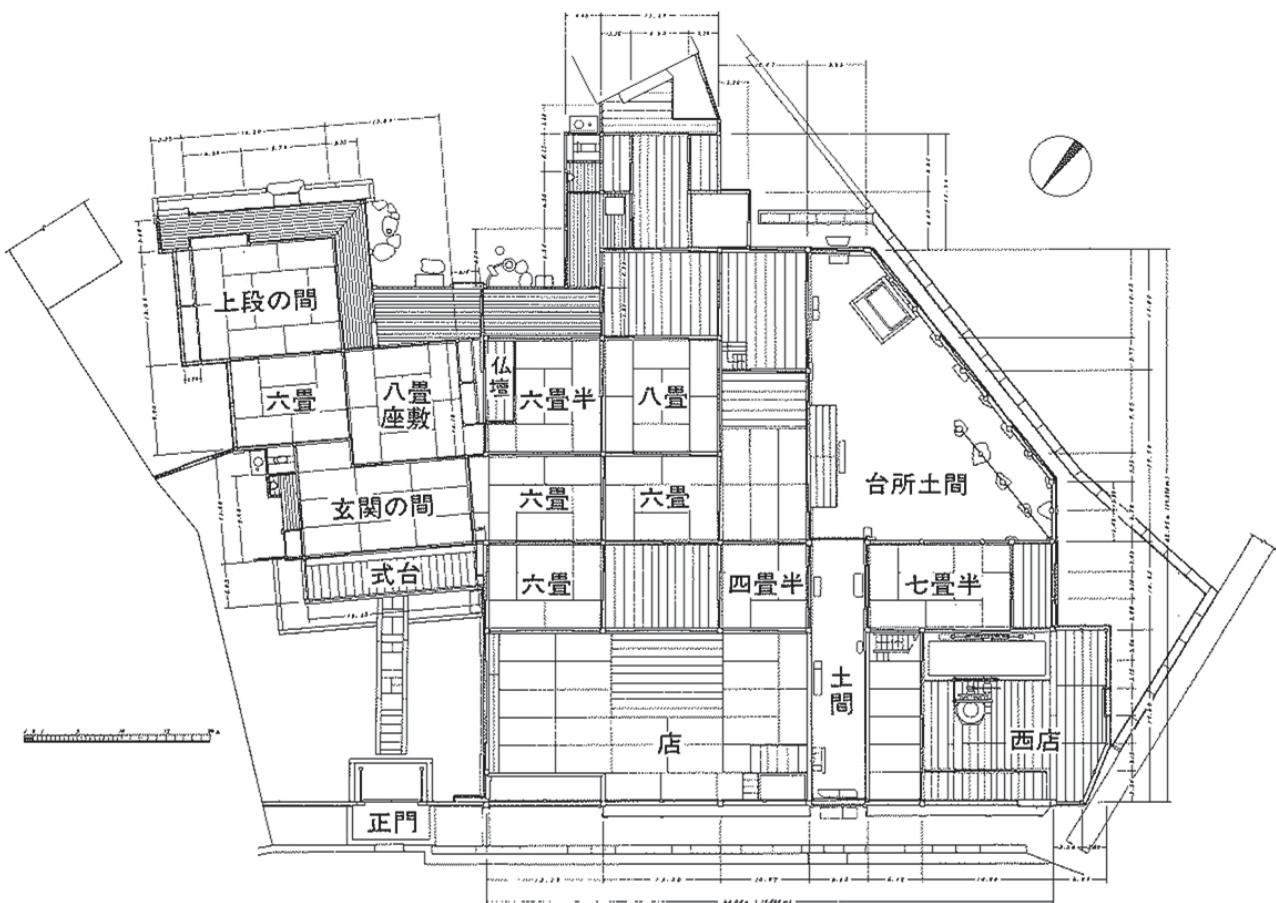
上段の間の棚、床及び付書院



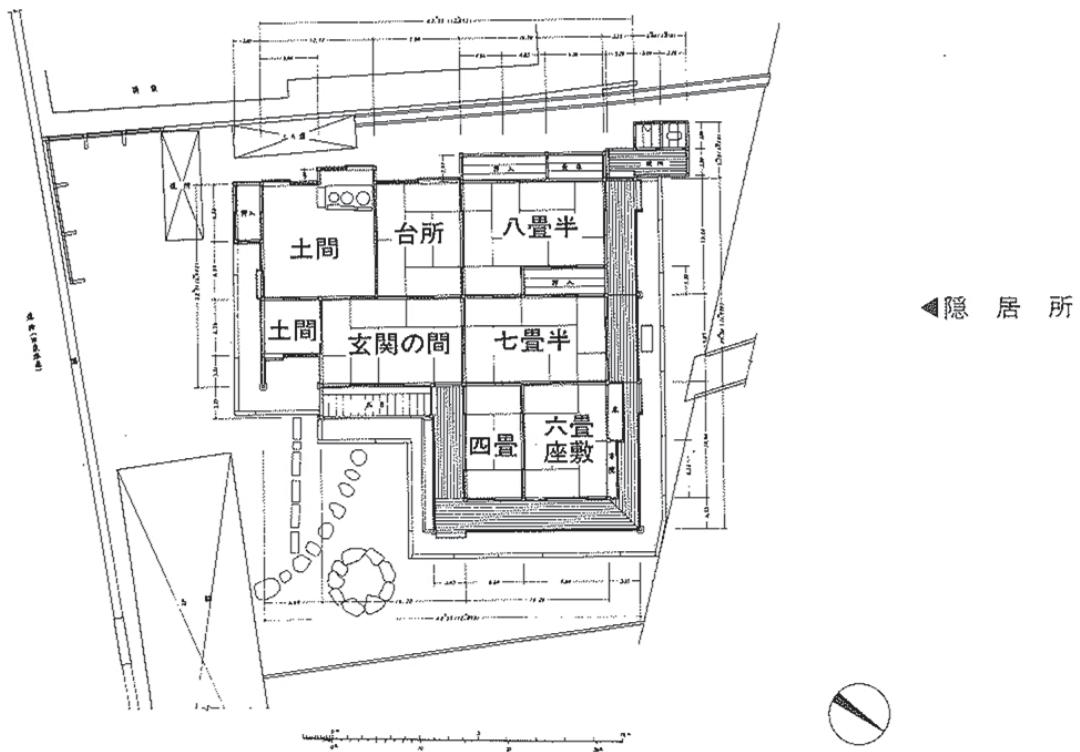
曾我蕭白筆の襖絵



八疊間の床と棚(この向こう側が仏間)



▲本家平面図

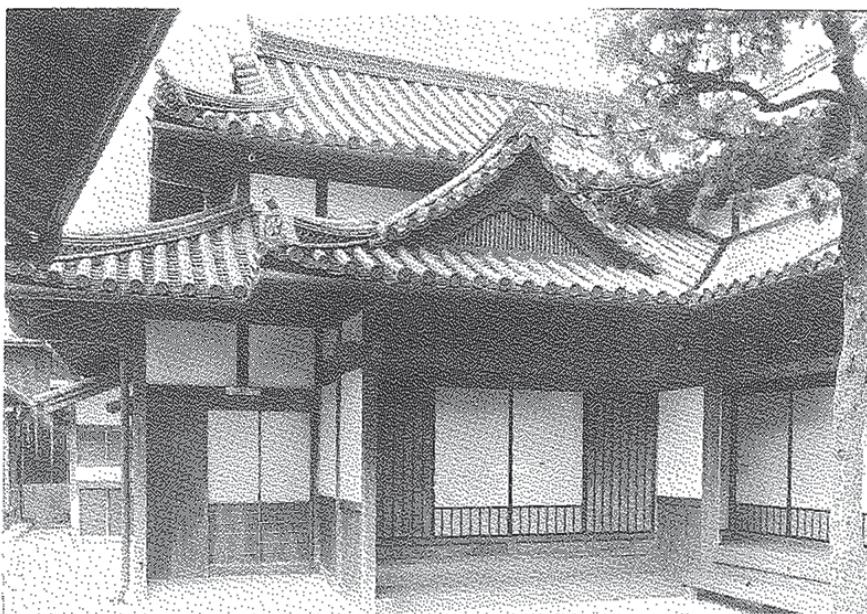


◀隠居所

大角家住宅平面図



本家の屋根の上から見た隠居所と道に面した馬つなぎ



隠居所の玄関

銅板葺きとしている（昔はこけらと桧皮のまぜ葺きであったものを文政元年=1818に桟瓦葺きに改め、昭和45年の大修理でこけら葺き様に銅板葺きとしたもの）。本屋根の軒は柱に肘木を指して出桁を支え、垂木をうける船柵造り（出桁造り）で、前記の庇上端の位置にも肘木を出して腰嵌板をつけた格子窓が正面全体に連なっている。

店構えは大きい柱間を5間とし、その各柱間に取外しのできる間柱をたてて、上下2枚に分かれた板戸をたて、上の板戸は垂直に引上げて開ける形式である。古い形式の住宅建

築では上半分を回転開閉する雨戸が普通であるが、商店建築にこのような雨戸を入れたのはうまい考へで、現代の金属製のシャッターの元祖的存在である。

内部の間取りなど建築後に改造変化したことが記録にも残っている。家蔵の「作事並に諸覚帳」に享保以後の修理記録があって、建物の痕跡等と対照して主な改修は次のようなものであったことがわかる。

まず寛保3年（1743）に西みせの奥の部屋を機械場とし、製薬機械を大きくした。ついで寛延2年（1749）に南の土蔵が建てられ、宝暦元年（1751）にそれにつなぐ渡廊下がつけられた。宝暦6年（1756）には南側に並ぶ8畳間にそれぞれ仏壇と押入れをつけ、仏壇は西の8畳間南西隅に東向きに設けたが、天保2年（1831）正俊の百年忌法要が行われた際に隣の8畳間に西向きに据え直してここを仏間とした。これ

が現在の仏間で、1間半の間口に襖3枚引違いとし、大きな立派な仏壇がまつられている。寛政9年（1797）には背面の屋根を一部切り上げて小屋裏部屋を中二階に改め、土間上にもその続きの吊二階を作った。そしてこの部分の屋根は桟瓦葺きになって昭和に至ったが、昭和45年の修理で当初の構造に復原し、背面の屋根は一連の本瓦葺きになった。文政13年（1830）にはそれまで奥にあった製薬機械を西みせに移し、石臼以外はすべて新調した。現在の機械はこの時のものとみられる。道路に面する店の間は全部二階の床が天井を兼ね

ており、成の高い指物と二階床大引や指鴨居によりがっしりした構成をみせている。店の間とその奥通りの部屋境には帶付豎舞良戸を建てて区分し、奥の間はすべて棹縁天井を張り、間仕切りの指鴨居上にはそれぞれ黒漆塗縁の透彫欄間が嵌められている。店の間とそのすぐ奥通りの部屋は床高が同じであるが、それから奥の部屋は床が高くなっている、この床は後述の書院と同じ床高になっている。この床の高い部分の部屋は間仕切りの鴨居、敷居の溝が4本になっており、普通の家では襖4枚引違いならば、この溝は2本あればよい訳であるから、4本溝は一方に建具を4枚共固めて引きあけるためのものと思われる。この家で大勢の人数を接待する時のことを考えてこのようにしたものであろうか。台所の土間は天井を張らず、屋根裏まで吹抜けで、大きな梁、小屋束に縦横に指された貫などの構成材がかもしだす空間からはいかにも大住宅の量感を得ることができる。

書院はその柱真が主屋との取付部から屈折して、やや不自然な接続となり、柱などの太さも主屋に比して著しく細くなっている。主屋と同時期の建築とは考えられないが、書院の取付部分になる主屋の東側部材が風化していないことから、ここは当初から部屋続きであったことがわかる。このように書院の建築時期は明らかでないが、主な修理記録をみると、宝暦11年(1761)に玄関の建具を新調、同13年には玄関の構えを整え、虹梁やその上の欄間を新調している。この欄間は表側に松竹梅鶴亀、実を沢山つけたおもとなどを、裏側には左右に大きく枝を張った松を中心にして竹や梅、波などを彫刻した実に豪華なものである。式台から玄関の間に入ると正面に4枚引違の襖があり、その奥は右側(西側)に床と違棚をもつ8畳間、その左に6畳間、その奥に10畳間となり、10畳間は框1段高くなつた上段の間で、東側に床と棚が並び、南側に付書院が縁に張り出している。縁は10畳間の二方に直

角に回り、玄関奥の8畳間南側の広縁に接続する平面構成で、上段の間南側の縁東端には曳出し式の縁が設けられていて、この縁を渡つて小座敷に通じる。書院は各部屋共長押を回し、釘隠しは金鍍金の六葉をついている。襖や天袋の小襖など曾我蕭白の筆になるものが多い。

小座敷は書院と鈍角をなして細長く伸び、4畳と5畳の部屋を並べて、庭側に2室通しの縁側をつけ、南端の妻は土庇になっている。この小座敷は大名などがこの本陣に休憩した時供衆の休憩室にしたり、あるいは茶室に用いたりしたようで、庭に面して多目的に利用できる部屋である。

明治元年(1868)9月21日には明治天皇東行の際の御休憩所となり、正門を入った庭の東側に、「明治天皇、英照皇太后、昭憲皇太后、御駐蹕聖跡」と刻んだ大きな石碑が立てられている。

隠居所も本家の書院に準じた式台付きの玄関を備え、6畳(床及び書院付)次の間4畳、7畳半、7畳半、8畳半、6畳、土間、縁側、押入等からなり、座敷通りの部屋を東西に並べて棟を通し、それに玄関と台所関係の部屋を南北棟とし、棟を少し低くして東西棟に取付けている。東西棟の東端に書院と床を備えた6畳の座敷と4畳間が並び、3面に縁を回している。この2室の間仕切建具をはずすと10畳の広さになり、縁とも一連になつたりとした接客空間を構成する。この縁の部分は庇になっているが、その他の面は梁の上に二階柱を建てた構造で、厳密に言えば、一重庇付きと二重作りとの混成になり、外観は重層といった方がよきそうな建物で、玄関の屋根には千鳥破風をつけ、屋根はすべて本瓦葺きである。式台上の欄間は龍に波、雲を配した彫刻で、座敷廻りの欄間もそれぞれ趣向をこらしている。昭和47年に半解体修理をしたが、工事中にも建築年代を証明する墨書きなどは発見できず、本家と同時期のものであろうと考えられている。  
(成瀬弘明氏提供)